

私設取引システム取引説明書

株式会社 SBI 証券

本説明書は、お客様が株式会社 SBI 証券(以下「当社」という。)を通じて SBI ジャパンネクスト証券株式会社(以下、「ジャパンネクスト社」という。)が運営する私設取引システムにおいて有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書(私設取引システム取引説明書)及び当社が別に定める「私設取引システム取引約款」の内容をお読みいただき、PTS の仕組みやリスク等を十分に理解の上、お取引くださいますようお願いいたします。

1. 私設取引システム取引の概要

ジャパンネクスト社が運営する私設取引システム(以下、「PTS」という。)における取引(以下、「PTS 取引」という。)は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。ジャパンネクスト社が運営する PTS の場合、ジャパンネクスト社のコンピュータ・システム上お客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該お客様の提示した指値を用いて売買を成立させる取引になります。

2. 取引の方法

当社は、お客様から PTS 取引として受け付けた注文、並びに、当社が指定する SOR 対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づき PTS に発注される注文をジャパンネクスト社に取次ぎます。ジャパンネクスト社では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、原則として、すべての取引に関して、当社又はジャパンネクスト社が 相対で仕切り売買を行なうことはありません(ただし、システム障害時等投資家保護の観点から必要と認められる場合はこの限りではありません)。

3. 売買価格の決定

ジャパンネクスト社の運営する PTS 上での売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号の木及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式となります。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。

ジャパンネクスト社では、当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文を次の原則に従い取り扱います。

- 売り注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先する。
- 同じ値段の注文については、ジャパンネクスト社が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先する。

上記原則に基づき、すでに PTS 上で受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立することになります。すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値より、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値の方が高い(または低い)場合には、すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値で売買が成立することになります。

【 約定の例 】

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
15,000	301	5,000
	300	3,000
	299	7,000
	298	25,000

301 円 15,000 株が最も安い売り注文、300 円 3,000 株が最も高い買い注文の時に新たに 301 円の買い注文 5,000 株を受注した場合、301 円の売り注文と値段が合致するので、301 円で 5,000 株の売買が成立します。

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
10,000	301	
	300	3,000
	299	8,000
15,000	298	12,000

次に、新たに 298 円 15,000 株の売り注文を受注した場合、すでに受注している買い注文の高い方から対当し、結果として 300 円 3,000 株、299 円 8,000 株、及び 298 円 4,000 株の約定が成立します。

4. 取引ルール

主な取引のルールは以下のとおりです。

項目	内容																
1.PTS 市場の種類	<p>PTS は呼値の単位と取引参加者の選別により次の 2 種類からなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> PTS 第 1 市場(J-Market) PTS 第 2 市場(X-Market) <p>PTS 第 1 市場(J-Market)と PTS 第 2 市場(X-Market)の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>PTS 第 1 市場 (J-Market)</th> <th>PTS 第 2 市場 (X-Market)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価格決定方式</td> <td>顧客注文対当方式</td> <td>顧客注文対当方式</td> </tr> <tr> <td>呼値の単位</td> <td>※別表 2 参照</td> <td>取引所に準じる ※別表 2 参照</td> </tr> <tr> <td>取引参加者</td> <td>金融商品取引法第 28 条第 1 項に基づく第一種金融商品取引業者</td> <td>流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券</td> </tr> <tr> <td>運営時間</td> <td>毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 19 : 00-23 : 59 (ナイトタイム・セッション)</td> <td>毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション)</td> </tr> </tbody> </table>			PTS 第 1 市場 (J-Market)	PTS 第 2 市場 (X-Market)	価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式	呼値の単位	※別表 2 参照	取引所に準じる ※別表 2 参照	取引参加者	金融商品取引法第 28 条第 1 項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券	運営時間	毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 19 : 00-23 : 59 (ナイトタイム・セッション)	毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション)
	PTS 第 1 市場 (J-Market)	PTS 第 2 市場 (X-Market)															
価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式															
呼値の単位	※別表 2 参照	取引所に準じる ※別表 2 参照															
取引参加者	金融商品取引法第 28 条第 1 項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券															
運営時間	毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 19 : 00-23 : 59 (ナイトタイム・セッション)	毎営業日 8 : 20-16 : 00 (デイトタイム・セッション)															
2. 取扱銘柄	<p>国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち SBI ジャパンネクスト証券が指定する銘柄とします。</p> <p>※但し、「4.取引ルール、14. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、当社では取扱しない銘柄もございます。</p>																

項 目	内 容
3. 取引の種類	現物取引のみとします。
4. 運営時間	<p>毎営業日の午前 8 時 20 分から午後 4 時 00 分まで(以下、「デイトタイム・セッション」という。)及び午後 7 時から午後 11 時 59 分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)とします。各セッションにおける運営時間の開始時刻から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は運営時間の終了時刻まで継続的に行われます。セッション間は、注文の受付を停止します。</p> <p>但し、原則として、12 月 30 日(休日の場合には暦年最終営業日)の運営時間についてはデイトタイム・セッションのみとし、ナイトタイム・セッションの運営を休止とします。</p> <p>PTS 第 1 市場(J-Market)はデイトタイム・セッションおよびナイトタイム・セッション、PTS 第 2 市場(X-Market)はデイトタイム・セッションのみ運営されます。</p>
5. 注文の方法及び種別	<p>お客様から当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付けます。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の有効期限は当日限りです。デイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて受け付けた「当日限り」の注文は、当該セッションの取引時間が終了するまで有効となります。デイトタイム・セッションとナイトタイム・セッションの間で注文が引き継がれることはありません。</p> <p>なお、PTS 第 1 市場(J-Market)への執行を希望される際には、必ず PTS 取引で注文する旨を明示してください。</p> <p>※PTS 第 2 市場(X-Market)を指定したご注文を行うことはできません。</p> <p>当社が指定する SOR 対象銘柄について、お客様が成行注文で発注し、当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、最良執行判定時における取引所(当社優先市場)最良気配の指値注文として受け付けます。また、お客様が期日指定をして発注し、当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、「当日限り」の注文として受け付けます。</p> <p>注文の種別は、新規、取消及び訂正(注文価格訂正のみ)とします。</p> <p>各セッション終了時に当社システムにてご注文が受け付けられた場合でも、PTS システムにおいて時間外となり受け付けられなかった新規注文は失効されます。また、同様に時間外となり受け付けられなかった取消及び訂正注文はそれぞれ取消前、訂正前の状態に戻ります。この場合、あらためて新規注文、取消及び訂正注文を発注される場合は各セッション開始後にご発注ください。</p> <p>「訂正中」のご注文が、訂正完了前に一部約定した場合、注文訂正は受け付けられず、未約定分は訂正前のご注文価格となります。この場合、未約定分について価格訂正をされる場合は、お客様よりあらためて注文訂正をご発注いただく必要がございますのでご注意ください。</p>

項目	内容
6. SOR 注文受付時の執行フロー	<p>当社がお客様から受け付けた SOR 注文に関して、以下のように執行いたします。</p> <pre> graph TD Start([対象銘柄]) -- SOR対象外銘柄 --> PrioOrder[優先市場へ注文] Start -- SOR対象銘柄 --> A{A 優先市場とJ-market市場 でSOR判定} A -- 判定結果が優先市場 --> B{B 優先市場とX-Market市場 でSOR判定} A -- 判定結果がJ-Market市場 --> C{C J-MarketとX-Market市場 でSOR判定} B -- 判定結果が優先市場 --> PrioOrder B -- 判定結果がX-Market市場 --> T1{注文時間} C -- 判定結果がJ-Market市場 --> T2{注文時間} C -- 判定結果がX-Market市場 --> T1 T1 -- SOR時間外 --> PrioOrder T1 -- SOR時間内 --> XOrder[X-Market市場へ注文] T2 -- SOR時間内 --> JOrder[J-Market市場へ注文] </pre>

項 目	内 容
7. 注文に係る規制	<p>当社がお客様から受け付ける注文に関して、ジャパンネクスト社では以下のように規制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 取扱う有価証券のうち、一回に受注する注文数量を銘柄毎の上場株式数の 5%以下に設定し、5%を超える場合には、当該注文を受け付けないこととします。 ◆ 原則として、一回に受注する注文金額の上限額(当社のWEBサイト上でご案内しております。)を設定し、当該上限額を超える場合には、当該注文を受け付けないこととします。また、SOR 対象銘柄について、SOR 注文として受注する場合は、一回に受注する注文金額の上限額(当社のWEBサイト上でご案内しております。)を設定し、当該上限額を超える場合には、当該注文を SOR 注文として受け付けないこととします。 ◆ 注文値段が、下記 9.に記載する値幅制限を超える場合は、当該注文を受け付けないこととします。 ◆ 以上の規制のほか、当社が別に定め独自に行なう規制があります。
8. 売買価格の決定方法及び約定方法	<p>運営時間中継続的に行われる取引における売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する売買価格の決定方法であり、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>すなわち、PTS 上ですでに受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立します。</p> <p>この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先します。また、同じ値段の注文については、ジャパンネクスト社が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先します。</p> <p>ジャパンネクスト社は、原則として、PTS 取引を行なうにあたり取引参加証券会社を経由して発注された注文を媒介するものとし、PTS 上一方の取引参加証券会社から発注された注文と当該取引参加証券会社からの別の注文または他の取引参加証券会社からの注文とが対当した時に約定を成立させます。</p>

項 目	内 容
9. 値幅制限	<p>原則として、デイトタイム・セッションにおける基準値段は取引所の基準値段に準じて決定し、ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の取引所の最終値段をもとに決定し、両セッションとも当該基準値段からの制限値幅は別表 1 のとおりです。ただし、取引所において制限値幅の拡大措置がとられている銘柄で、ジャパンネクスト社が PTS 取引における制限値幅の拡大措置を必要と認めた銘柄については、取引所の措置に準じて制限値幅の上限ないし下限を拡大する場合があります。</p> <p>なお、ナイトタイム・セッションにおける基準値段を決める際に、当日の取引所において特別気配が表示されている場合には、当該最終特別気配を基準値段とし、配当落ちや権利落ち等があった場合には、取引所の最終値段(または最終特別気配)をもとにした権利落修正理論価格を基準値段とします。</p> <p>また、取引時間終了時に制限値幅まで株価が上昇したり、逆に制限値幅まで下落する場合における比例配分等の取扱は行なわれません。</p>
10. 売買単位	<p>原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株(口)単位とします。</p> <p>ただし、上場取引所での売買単位が 10 株(口)未満かつ基準値段が 6,000 円未満の銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値段が 6,000 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む)については、PTS 第 1 市場(J-Market)における当該銘柄の売買単位を 10 株(口)単位とします。</p>
11. 呼値	PTS 市場で適用する呼値の単位は別表 2 のとおりです。
12. 約定日と約定連絡	<p>売買取引が成立した日を約定日とします。</p> <p>売買成立後、ただちに約定内容を当社システムを通じてお知らせいたします。</p>
13. 受渡し及び決済 (イ)売買取引の決済日	<p>デイトタイム・セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して 4 営業日目に、ナイトタイム・セッションの場合は約定日から起算して 5 営業日目に、それぞれ決済を行ないます。(下図参照)</p> <p>(注) 取引所取引における権利付最終売買日の、取引所取引終了後に開始されるナイトタイム・セッションの場合、権利落ちでの取引となります。</p> <p>(ロ)売買の決済方法</p>

項 目	内 容
	<p>株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という)が債務引受を行ないます。したがって、受渡し及び決済は、クリアリング機構と取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法により行ないます。なお、当社は原則として、PTS 取引における買付資金及び売却有価証券を事前にお預かりする前受制とさせていただき、決済日に決済いたします。</p>
<p>14. 売買取引の停止または制限</p> <p>(イ) 売買取引の停止または制限</p> <p>(ロ) 注文の取扱</p>	<p>以下に該当する場合は、当社はジャパンネクスト社への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、またジャパンネクスト社は売買取引を停止または制限する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合 ・ 対象銘柄が上場されている主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合で、当社またはジャパンネクスト社でも売買停止等の措置を行なう必要があると当社またはジャパンネクスト社が判断した場合 ・ 対象銘柄についてメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社またはジャパンネクスト社が判断した場合 ・ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社またはジャパンネクスト社が認める場合 ・ 私設取引システムの稼働に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社またはジャパンネクスト社が認める場合 ・ 天災地変、政変、同盟非業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延または不能となったとき ・ 取引の公正性の確保のため、当社またはジャパンネクスト社が必要と認めた場合 ・ SOR サーバーの稼働に支障が生じた場合等、当社が SOR 注文の取扱いを停止した場合(SOR 対象銘柄に限る) ・ その他当社が売買取引を停止又は制限すべきと判断した場合 <p>売買停止措置が行なわれた場合、お客様のご注文は次の通り取扱いいたします。</p> <p>① 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立していない場合 PTS 取引時間中に売買が停止された場合は、原則として注文は失効されます。</p> <p>② 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立している場合</p>

項 目	内 容
(ハ) 停止後の対応	<p>原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。</p> <p>PTS 取引全体もしくは個別の取扱銘柄においてナイトタイム・セッション中に売買停止措置が実施された場合、当日の PTS 取引は再開されません。</p>
15. 価格情報の開示	<p>日本証券業協会の定めに従い、ジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTS インフォメーション ネットワーク (http://pts.offexchange.jp/)」上で公表されます。</p>

5. 手数料等

PTS取引を行なうに当たっては、当社所定の手数料を頂戴いたします。手数料は契約締結前交付書面集(上場有価証券等書面)に記載されているほか、当社のWEBサイト上でご案内しております。

6. PTS 取引のリスク

(1) 取引停止または取引が制限される場合があります。

PTS 取引のシステム障害が発生した場合、または「4.取引ルール、14.売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、PTS 取引における売買取引を停止又は制限する場合があります。

(2) 約定が取り消される場合があります。

PTS 取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合、約定が取り消しとなる場合があります。

また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取り消しとなる場合があります。

(3) 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。

ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の取引所取引の最終値段・最終気配等に基づき基準値段を定め、一定の値幅の範囲内でお取引いただきます。従いまして、当日の取引所取引の高値・安値の範囲内を越えて価格形成される場合もあります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。

(4) その他

1. 情報開示・ニュース等

PTS 取引の取引時間等における情報開示・ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。

2. 流動性、値動き

PTS 取引は、取引所取引における取引と比べて取引の参加者が限定されますので、一般に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。

3. 提示された価格による約定可能性

本 PTS は、PTS 取引に参加される方の買い注文と売り注文の注文条件が合致した際に売買が成立します。従いまして、お客様が発注した注文条件に見合う反対の注文が発注されていない場合には売買が成立しません。

7. 誤注文等による異常な取引の管理方針

誤注文等により異常な取引(過誤取引)(注)が成立した場合、ジャパンネクスト社の方針に従い当該取引を取消す場合がございます。この場合は、当該取引は初めから成立しなかったものとみなします。

(注) 誤注文等による異常な取引(過誤取引等)とは、価格、数量、銘柄等を誤って注文したこと等により、市場価格から大幅に乖離した値段や明らかに理論的な範囲を超える値段や数量の約定がなされた取引。

8. その他ご留意事項

- (1) 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「ヘルプ」画面及び「Q&A」画面において詳細をご説明させて頂いている事項もありますので、お取引にあたっては当該「ヘルプ」画面及び「Q&A」画面もご確認くださいませようをお願いいたします。
- (2) ジャパンネクスト社は、金融庁の認可を受けて営む PTS の運營業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められており、よって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社はジャパンネクスト社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないません。

9. 本説明書の変更について

本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更する場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を書面、電子メール又は当社メッセージボックス等のいずれかの方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。

なお、変更の内容が軽微であると判断される場合は、ウェブサイト上の掲示による方法にて通知させていただきます。

以上

(平成 26 年 7 月 22 日)

別表 1: 制限値幅

基準値段	制限値幅(上下)
100 円未満	30 円
100 円以上 200 円未満	50 円
200 円以上 500 円未満	80 円
500 円以上 700 円未満	100 円
700 円以上 1,000 円未満	150 円
1,000 円以上 1,500 円未満	300 円
1,500 円以上 2,000 円未満	400 円
2,000 円以上 3,000 円未満	500 円
3,000 円以上 5,000 円未満	700 円
5,000 円以上 7,000 円未満	1,000 円
7,000 円以上 10,000 円未満	1,500 円
10,000 円以上 15,000 円未満	3,000 円
15,000 円以上 20,000 円未満	4,000 円
20,000 円以上 30,000 円未満	5,000 円
30,000 円以上 50,000 円未満	7,000 円
50,000 円以上 70,000 円未満	10,000 円
70,000 円以上 100,000 円未満	15,000 円
100,000 円以上 150,000 円未満	30,000 円
150,000 円以上 200,000 円未満	40,000 円
200,000 円以上 300,000 円未満	50,000 円
300,000 円以上 500,000 円未満	70,000 円
500,000 円以上 700,000 円未満	100,000 円
700,000 円以上 1,000,000 円未満	150,000 円
1,000,000 円以上 1,500,000 円未満	300,000 円
1,500,000 円以上 2,000,000 円未満	400,000 円
2,000,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円
3,000,000 円以上 5,000,000 円未満	700,000 円
5,000,000 円以上 7,000,000 円未満	1,000,000 円
7,000,000 円以上 10,000,000 円未満	1,500,000 円
10,000,000 円以上 15,000,000 円未満	3,000,000 円
15,000,000 円以上 20,000,000 円未満	4,000,000 円
20,000,000 円以上 30,000,000 円未満	5,000,000 円
30,000,000 円以上 50,000,000 円未満	7,000,000 円
50,000,000 円以上	10,000,000 円

別表 2: 呼値の単位

株価水準		PTS 第 1 市場 (J-Market)	PTS 第 2 市場(X-Market)	
				TOPIX100 構成銘柄
	1,000 円以下	0.1 円	1 円	0.1 円
1,000 円超	3,000 円以下	0.1 円	1 円	0.5 円
3,000 円超	5,000 円以下	0.5 円	5 円	0.5 円
5,000 円超	10,000 円以下	1 円	10 円	1 円
10,000 円超	30,000 円以下	1 円	10 円	5 円
30,000 円超	50,000 円以下	5 円	50 円	5 円
50,000 円超	100,000 円以下	10 円	100 円	10 円
100,000 円超	300,000 円以下	10 円	100 円	50 円
300,000 円超	500,000 円以下	50 円	500 円	50 円
500,000 円超	1,000,000 円以下	100 円	1,000 円	100 円
1,000,000 円超	3,000,000 円以下	100 円	1,000 円	500 円
3,000,000 円超	5,000,000 円以下	100 円	5,000 円	500 円
5,000,000 円超	10,000,000 円以下	100 円	10,000 円	1,000 円
10,000,000 円超	30,000,000 円以下	100 円	10,000 円	5,000 円
30,000,000 円超	50,000,000 円以下	100 円	50,000 円	5,000 円
50,000,000 円超		100 円	100,000 円	10,000 円